

後期高齢者医療制度についてのお知らせ

● 保険証(被保険者証)を更新します「保険証は1人に1枚交付されます」

7月31日まで うすい緑色

被保険者番号 ○○○○○○○○○

氏名 広域 太郎

一部負担金の割合 ○割

有効期限 平成31年7月31日

後期高齢者医療被保険者証 有効期限
被保険者番号 ○○○○○○ 平成31年7月31日
住所 岐阜市柳津町宮東1丁目1番地
氏名 広域 太郎 性別 男
生年月日 昭和○○年○○月○○日
資格取得年月日 平成○○年○○月○○日
発効期日 平成○○年○○月○○日
交付年月日 平成30年8月1日
一部負担金の割合 ○割
保険者番号 ○○○○○○○○
保険者名 岐阜県後期高齢者医療広域連合

8月1日から うすい紫色

被保険者番号 ○○○○○○○○○

氏名 広域 太郎

一部負担金の割合 ○割

有効期限 令和2年7月31日

後期高齢者医療被保険者証 有効期限
被保険者番号 ○○○○○○ 令和2年7月31日
住所 岐阜市柳津町宮東1丁目1番地
氏名 広域 太郎 性別 男
生年月日 昭和○○年○○月○○日
資格取得年月日 令和○○年○○月○○日
発効期日 令和○○年○○月○○日
交付年月日 令和元年8月1日
一部負担金の割合 ○割
保険者番号 ○○○○○○○○
保険者名 岐阜県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療の保険証は坂祝町に住所を有する75歳以上の方と、一定の障がいがある65歳から74歳の方で広域連合の認定を受けた方に交付されます。現在の保険証の有効期限は平成31年7月31日ですので、8月1日からは7月中にお送りする新しい保険証をご使用ください。新しい保険証はうすい紫色に変わります。古い保険証を処分される時は、住所や氏名が見えないよう裁断するなど、十分注意してください。

● 平成31年度の保険料について

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、平成31年度の保険料は平成30年中の所得を基に個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療の被保険者になられた方に対して、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますのでご確認ください。

【保険料額について】

平成31年度(令和元年度)の保険料は以下のア、イの合計額になります。

- ア：均等割額(被保険者一人あたり41,214円)
- イ：所得割額(※被保険者の所得×所得割率7.75%)
※総所得金額等－33万円(基礎控除額)



● 保険料の納め方について

保険料の納め方は、年金からお支払いいただく「特別徴収」と、口座振替や納付書でお支払いいただく「普通徴収」があります。

① 年金からのお支払い「特別徴収」

年金の受給額が年額18万円以上の方で、介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない場合は、年金からお支払いいただきます。

② 口座振替や納付書によるお支払い「普通徴収」

特別徴収とならない方は、坂祝町から送付される納付書や、口座振替によるお支払いとなります。保険料の払い忘れがなく、便利な口座振替をおすすめします。

● 保険料の納付が難しいとき

坂祝町役場住民課では保険料の納付に関する相談を受付けています。失業や災害などで納付が困難な場合はお早めにご相談ください。十分な収入・資産などがあるにもかかわらず保険料を納めない場合には、法律の定めにより滞納処分が行われることがあります。

● 保険料軽減措置の見直しについて

保険料の軽減措置につきましては、特例措置が行われてきましたが、平成30年度から段階的に本則への見直しが行われています。平成31年度（令和元年度）は次のとおり改正されますが、安定した医療制度運営のため、ご理解をお願いいたします。

① 保険料「均等割額」の軽減 **改正**

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割額の軽減割合			
	本来の軽減	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度
平成30年度における8.5割軽減の区分 33万円以下	7割	8.5割	7.75割	7割
平成30年度における9割軽減の区分 うち、世帯の被保険者全員の各種所得なし (ただし、公的年金控除額は80万円として計算) ※特別控除(15万円)はありません		改 8割	7割	
33万円 + 改 28万円 × (被保険者数) 以下	5割	5割		
33万円 + 改 51万円 × (被保険者数) 以下	2割	2割		

(注) 均等割額軽減判定時の総所得金額などは、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額となります。ただし、譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。また、8割軽減判定時を除き、年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円(65歳以上の方のみ適用)を差し引いた金額となります。なお、軽減判定日は4月1日または資格を取得した日となります。

② 被用者保険の被扶養者であった方の保険料「均等割額」の軽減 **改正**

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方は、所得割額の負担はありません。均等割額は、**制度に加入後2年経過するまでの間に限り**5割軽減となります。(ただし所得が低い方に対する軽減にも該当する方については、いずれか大きい軽減が適用されます。)

※被用者保険とは…協会けんぽ・健康保険組合・船員保険・共済組合の公的医療保険の総称(国民健康保険・国民健康保険組合は含まれません)

問い合わせ先：住民課 ☎ 66-2405